

肥後領キリシタンの捕縛について

豊田寛三
小林美恵子

はじめに

昨今「かくれキリシタン」が一種のロマンチズムをもってしばしば語られる。それは幕制その他を中心として、時代的・社会的な考察を欠如したままに行われている場合が多い。しかし、それは必しも正しい方向に向かうものとは思われない。

筆者はかつて、いわゆるキリシタン問題は、単に宗教・思想史の問題に限定するのではなく、幕藩権力による人民掌握、社会体制の確立および支配の展開という視点から捉え直す必要の大であることを指摘したことがある。⁽¹⁾そして、豊後国大分郡今曲村のキリシタン類族をその存在形態と村支配の面から考察し、類族が権力による村支配の円滑化の道具として機能させられていることについて述べた。

本稿では、肥後細川藩の寛文年間に行なった豊後領キリシタンの捕縛（「豊後くづれ」）の具体例より召捕の方法、家族の取扱ひ、キリシタン訴人、放免後の取扱ひという視点に基づき、幕府の命によつて実施された万治以降の「演出された露蹟」⁽²⁾期のキリシタンのおかれた地位、その幕藩体制確立にもつ意味を検討する素材を提供したい。⁽³⁾結論的というならば寛文期の諸事件は単にキリスト教および信徒の取締りというよりも、第一には幕府による諸藩の統制、自らの権力編成原理への完全なとりこみの方策である。また、全人民の思想（宗教）の統制策でもあり、さらに、そのことを通して支配の基礎である村

落を完全にその掌中にいれ、支配原理を深く浸透させるためのものであった。「危険な」キリシタンは、以上の目的のための好材料として「利用」されたのだといえよう。

【註】

(1)豊田「豊後国におけるキリシタン類族と村藩」『瀬戸内海地域の史的展開』、なお「大分の歴史」第五巻の内、キリスト教の禁圧 において、豊後のキリシタン統制の内容について概観しておいた。あわせご参照頂ければ幸甚である。

(2)村井早苗「豊後国における絵踏制の展開」『史苑』35—2

(3)本稿において使用した史料は註記しない限り、熊本県立図書館・上妻文庫所収の『御奉行所日記・御奉行所日記・御花畑日記切支丹事件 抜書』を用いた。これは故上妻博之氏が寛文四年御奉行所日記、同五年同上、同六年御奉行所日記、同七年同上、同九年御奉行所日記、同年御花畑日記、同十年御奉行所日記、同十一年御奉行所日記、同十二年花畑御奉行間日記、同年御奉行所日記、同年寄合帳、延宝元年御花畑日記帳から、編年的に抜き書きをしたものである。「召捕」のピークである寛文八年が欠損していることによる欠陥はいないが、大要を理解することはできると思える。

一 召捕の方法

寛文五年（一六六五）鶴崎道園村傳三郎の召捕をまとめると次のようになる。

寛文五年四月廿二日

一、鶴崎道園村傳三郎類門之由、今度長崎方御家老中へ被仰越候、然ハ右之傳三郎只今さつまへ参居候ニ付、御国境迄請取人ニ佐分利兵太夫、竹内吉兵衛明日被遣答候、就夫御いしや衆老人同前ニ被遣候間、被申渡候へと山田笠印、竹田了由方へ申遣候事

一、今度鶴崎方長崎へ被召捕きりしたん類門之内、道園村権三郎弟傳三郎と申者薩摩金山ニ今程参居申候ニ付、佐分利兵太夫、竹内吉兵衛方兩人被仰付候ニ而兩人被罷出候事

同年四月廿四日

一、薩摩へ参居候道園村傳三郎、御国境迄請取人ニ佐分利兵太夫、竹内吉兵衛今日遣候事

同年四月廿五日

一、御領分類門之内道園村傳三郎、薩摩へ参居候ニ付、御国境迄請取人ニ佐分利兵太夫、竹内吉兵衛昨日被遣候、右之囚人
 当着次第長崎へ差渡候、早晚御医師衆被付遣候へとも何も差合申候ニ付、町医師之内可被付遣哉と帯刀殿へ何進候処ニ、
 町ハリや可申付候由被仰付候ニ付、其段御町奉行衆へ申遣何れへ成とも被申渡候へと申遣す

同年五月三日

一、道園村権三郎弟傳三郎儀、薩摩へ請取佐分利兵太夫、竹内吉兵衛召連今朝当着被仕候ニ付而即時長崎へ被連候、屋家角
 右衛門召連被参候、并町医師白井宗林、御鉄炮衆五人内壱人小頭、御昇衆壱人、御長柄衆一人被付遣候事

すなわち長崎奉行稲生七郎左衛門より肥後藩家老へ道園村傳三郎はキリシタンであるから、長崎へ送るようにと命令があった。

ところが、傳三郎は他領である薩摩の金山で働いていた。そこで肥後藩では、寛文五年四月二二日に国境迄の請取人として佐分利兵太夫、竹内吉兵衛を任命し、同年四月二四日派遣した。

五月三日の朝、請取人の佐分利兵太夫、竹内吉兵衛は薩摩より傳三郎を連れて熊本に到着した。そして傳三郎はその日の内に、肥後藩からの御使者屋家角右衛門、御医師白井宗林、警備として御鉄炮衆五人内一人小頭、御昇衆一人、御長柄衆一人の計九人で即刻長崎へ護送されたのである。以上は他領へ出ている場合の召捕の方法である。

次は肥後領の中でも直入郡久住白仁村二郎介女房の場合の召捕方法をあげてみよう。
 日を追って示すと次のようになる。

寛文七年（一六六七）二月廿四日

熊本より久住白仁村へ肥後藩から、御使者野田安兵衛、御医師道家玄徳を派遣した。

同年二月廿五日

日記には、熊本へ到着次第即刻長崎へ送るとある。

同年二月廿七日

肥後藩からの御使者野田安兵衛、御医師道家玄徳、久住より二郎介女房を連れて今朝熊本へ到着した。

二郎介女房はその日の内に、藩からの御使者柴住角兵衛、御医師阿方益庵、警備として御鉄砲衆四人外小頭一人、御昇衆一人、御長柄衆一人計九人で即刻長崎へ護送された。

二郎介女房が長崎へ護送された後、同年二月二十八日には次のようである。

一、左近殿へ御用之儀候而奉行共参候処ニ、左近殿被仰候ハ、今度久住白仁村方類門之由ニて女壱人被召寄之、請取ニ野田安兵衛を今月廿四日ニ遣候、同廿六日ニ当着被仕筈ニて有之候処ニ、奉行共心得ニて廿六日ハ御精進候ニて今日何方へ成共一宿被仕候而、明日当地へ被召運候様ニと申遣候ニ付、玄田陣内ニ一宿被仕、廿七日ニ着被申候、是ハ御自分之儀ニて無之、公義事ニて候を御精進とて候事不謂事ニて、向後ケ様之儀を御精進と申候て差延申儀不入事ニ候間、左様ニ相心得候得と被仰渡候ニ付、得其意奉存候由申候事

すなわち二郎介女房を召捕えた一行は、二月二十六日熊本へ到着する筈であった。ところが、奉行たちが二十六日は藩主の御精進の日で日が悪いから、二十六日はどこかへ一泊して二十七日に熊本へ到着するようにと申し渡したので、二郎介女房等一行は玄田の陣内に一泊して、二十七日に熊本へ到着したのであった。

このことに対して藩主は奉行たちを呼び、「キリシタンの召捕は藩のことではなくて、公義（幕府）のことであるから、今後御精進の日だといってキリシタンが熊本へ到着する日を延期したりすることのないように」と申し渡したのである。

同年三月二日

肥後藩の御使者柴住角兵衛は、二郎介女房を長崎奉行河野権右衛門へ引き渡し、長崎奉行所よりの請取手形を持って帰った。その請取手形は、藩の切支丹奉行田中左兵衛へ渡された。

次は鶴崎鶴河瀬村久兵衛子源太郎下人と作の場合の召捕方法をあげてみよう。日を追って示すと次のようになる。

寛文九年（一六六九） 月 日

長崎奉行松平甚三郎より肥後藩へ鶴河瀬村久片衛子源太郎下人と作はキリシタンであるから召捕えて長崎へ送るようにと命令があった。そこで熊本より鶴崎へ肥後藩から、御使者吉田弥右衛門、三宅利兵衛、御医師一人を派遣した。

寛文十年（一六七〇）正月廿九日

与作は、肥後藩からの御使者吉田弥右衛門、三宅利兵衛、御医師松嶋三積、警備として御鉄炮衆五人内一人小頭、御昇衆一人、御長柄衆一人計十人で長崎へ護送された。

以上の事を整理してみると、キリシタンの召捕は、肥後藩主からというよりも長崎奉行（幕府）の直接の命令によって行なわれている。そのためか、二郎介女房の召捕方法のうち、寛文七年（一六六七）二月二八日の記載にあるように、藩ではキリシタンの召捕は、幕府のことであるという考え方が強いといえる。また長崎へ護送されるキリシタンの場合、本所より熊本へ到着したならば、その日の内に、即刻長崎へ送られている。藩でキリシタンの捕縛はするが、長崎奉行より呼び出しのなかったキリシタンは一人でも早く確実に長崎へ送ってしまいたいという気持ちのあることがうかがわれる。

召捕の方法については、長崎奉行より召捕の命令が下ると、藩の御使者一、二人、御医師一人がキリシタンを召捕えに行く。他領へ行っている時は国境まで請取人が行き、何れも一旦熊本城下へ連れて帰る。そして長崎送りのキリシタンの場合、改めて護送する者が任命されて長崎へ送られる。この場合護送する者の人数もほぼ決まっています、キリシタン一人に対して肥後藩よりの御使者一、二人、御医師一人、御鉄炮衆五人内一人小頭、御昇衆一人、御長柄衆一人計九、十人である。御使者は何れ

も奉行所よりその都度任命される。御医師は奉行所からの通知によって、御医師頭から藩医が任命される。鶴崎の場合、時によつては町医が任命される。キリシタンの召捕は長崎奉行（幕府）より藩への直接命令であるので、長崎送りのキリシタンの場合、無事送り渡すまでは藩の責任となる。そこで藩では護送途中の病氣、或いは死亡した場合の確認等を考慮した上で、必ず医師を付けていると考えられる。

二 召捕えられた者の家族の取扱い

従来のキリシタンの召捕は、一人の嫌疑者があれば、夫婦、親子、兄弟なども同罪として一緒に召捕える所謂「一網打尽」式を行い、悉く死刑に処した。しかしそのために、信徒や宣教師は却つて生命を賭けて信仰を守ろうとし、殉教をも恐れなかつたのである。

そして、その最後が島原の乱という形で破裂したわけである。その後、宗門改役が設置され、初代宗門改役となった井上筑後守は、夫婦、親子、兄弟の關係に重きを置きながらも、従来のように尋問もなく同罪とすることをやめて、原則としては「相構」はざる事にし、一々糺明した後に罪の有無を決定する事とした。⁽¹⁾しかし、各藩の下役に至るまで井上筑後守の方法が徹底していたわけではなく、大体に於いて従来の「一網打尽」式を行なっていた。⁽²⁾特に、九州では肥前大村の「陰謀」事件がおこり手きびしくなつた。

万治元年より寛文十年まで第二代宗門改役となつた北条安房守は、今までの方法を少し改め段々に召捕えるという方法をとつた。万治三年には、一家を召捕えたということもあり、その後には一家の召捕もあるが、中でも各個人を調査し召捕え、その親類縁者にも注意を払って血縁關係を辿りながら段々に召捕えたのである。⁽³⁾

先に記した道園村傳三郎が寛文五年（一六六五）五月三日に長崎へ護送された後のことについては、同年五月八日に次のようにある。

一、道園村傳三郎儀きりしたん類門之由にて先日長崎へ被召寄ニ、彼傳三郎女房之儀籠舎可被仰付哉と最前自彼地衆被申越

付、如前之被致沙汰候へと申遣候、就夫高田半右衛門召寄様子吟味被致候処、前々方其家主男を召捕候へバ、其一家ニハ御構不被成候由候、然上ハ傳三郎事直子ニても無之、養子むこニて候間女房可被召籠様ニハ不被存通被申越候、右之女房産後以之外相煩申ニ付、親五人組并村庄やニ預ケ置申通申來候、此段鶴崎衆方之書状帶刀殿へ懸御目相伺申処、一家之者を被召籠と被仕候へハ、女房之儀ニ(ムシ)從公儀被仰出ニも類門之儀ニ付而ハ五人組迄可被成との儀候へハ、右之通ニ申付可然と思召候由被仰□、以後皆共存候ハ帶刀殿へ伺申処、類門之もの一家ニ□其家内ニ居もの之分ハ皆被召籠儀と存□養父をも可被召籠哉と伺申ニ付、其分ニと在之候而右之通ニ被仰渡候、後ニ皆共吟味仕申処ニ、前々方其家主類門之者ニて無之、或兄弟又ハ子ニて在之候而も家主類門之ものにて無之候へハ、其一家之ものニハ御構無御座候、此段重而帶刀殿へ申上候へハ、然上ハ傳三郎養父ニハ御構無之候間、傳三郎女房迄を召籠可申、今日被仰渡候事

すなわち道園村傳三郎が召捕えられた後、鶴崎衆より肥後藩へ、傳三郎女房を召捕えて牢へ入れるべきかの問い合わせがあった。それで肥後藩奉行所では、前例の通り行うよう鶴崎衆へ指示した。そこで、高田手永の惣庄屋半右衛門等で相談したところ、鶴崎では前々より家主男を召捕えても、其一家の者は召捕えないということになり、さらに女房は産後で煩っているために、親ではなく養子婿であるからますます女房を召捕える必要がないということになり、さらに女房は産後で煩っているために、親五人組、村庄屋へ預け置くことになったと肥後藩奉行所へ報告したのである。鶴崎衆よりこの報告を受け取った肥後藩家老長岡帯刀は、幕府からは五人組までも召捕えよとあるから、一家の者一人でも召捕えなければ女房はいうまでもなく、いずれも其一家の者全て召捕えよと命令を下した。以後、養父までも召捕えるのかと再び家老へ問うと一家の者であるから召捕えよと申し渡された。その後に行中で相談したところ、肥後藩では前々より家主がキリシタンでなければ、もし兄弟や子供がキリシタンであろうとも、其一家の者を召捕えなくてよいということになっていた。そこでこの事を重ねて家老へ報告したところ、傳三郎養父は召捕えなくてよいが、傳三郎女房までは召捕えよと申し渡された。これが事の経過である。

傳三郎女房と養父の取扱いについて、それぞれの立場から整理し考察してみると次のようになる。

《鶴崎高田手・永惣庄屋半右衛門》

鶴崎では前々より家主男を召捕えても、其一家の者は召捕えないということになっているし、その上、傳三郎の場合は直子ではなく養子婿であるからますます女房を召捕える必要がないと言っている。しかし、この事件の前年つまり寛文四年（一六六四）九月八日に次のような記載がある。

一、鶴崎鶴狩河瀬村喜左衛門儀、長崎へ被召捕喜左衛門一家ハ鶴崎ニ被召籠置候……

つまりこの事件の前年には、家主男が召捕えられた場合一家の者は召捕えられたという事実がある。そうなると半右衛門の言う事と随分くい違ってくる。結局、鶴崎では家族の取り扱いは曖昧であったと考えられる。

《肥後藩家老長岡帯刀》

幕府よりは五人組までも召捕えようとするから、一家の者一人でも召捕えたならば、女房は言うまでもなく養父も何れもその一家の者全て召捕えよと言っている。

そこで寛文二年（一六六二）六月二十三日の幕府の法令をみると次のようにある。⁽⁴⁾

一、きりしたん宗門之事、累年雖為御制禁、今以断絶無之、自所々ところへ来候間、御蔵入・給人方・寺江之輩、在々所々町中五人組、又ハ宗門之檀那寺弥入念相改へし、自然不審成もの於有之は、其所之給人・御代官か、不然は於江戸北条安房守・保田若狭守所え急度可申出之、若かくし置、他所よりあらはるゝにをゐてハ、其所之名主・五人組まで御穿鑿之上、可被行罪科之旨、兼々申きかせ、無由断、可遂免議者也、（傍点、筆者）

つまり、幕府からはキリシタンとして召捕えられた者の家族の取扱いについて、どうするかというはっきりした法令は出されていないのである。そして法令の中では「もし隠して、他所からキリシタンがあらわれたのなら、その所の名主・五人組まで取り調べ、その上で罪科に処す」とあり、五人組まで召捕えよとはいっていないのである。

肥後藩では前々より家主がキリシタンでなければ、もし兄弟や子供がキリシタンであろうとも、其一家の者を召捕えないということになっている。つまり、家主というのはこの場合傳三郎の養父を示す。養父はキリシタンではないから、一家の者全てを召捕える必要はないと言っていると考えられる。

結局、肥後藩家老長岡帯刀は、これらの事を考慮した上で、傳三郎養父は召捕えず、傳三郎女房までは召捕えよと命じたのである。つまり、養父は傳三郎と血縁関係がないので召捕えられなかったわけである。しかし、傳三郎女房は召捕えられたのであるから、夫婦の場合、夫がキリシタンで召捕えられたならば、妻も連座して捕縛されると考えられよう。

寛文五年（一六六五）は、第二代宗門改役北条安房守の時代である。彼は、宗門改の方法に、井上筑後守の方法を踏襲している。しかし、肥後藩では、寛文五年においても、従来の「一網打尽」式を所によっては行なっていた。幕府は、家族の取扱いについて法令として、明確に全国に命じてはいなかった。そのために、同じ藩内でも所により、人によっても異なり、召捕えるにしても、家族の内誰まで召捕えればよいのか曖昧だった。

寛文七年（一六六七）二月二十七日、長崎へ護送された久住白仁村二郎介女房の家族の取扱いについては、同年三月四日に次のようにある。

一、久住白仁村二郎介女房類門之由ニ而被召捕長崎へ被遣候、就夫□共ニ重疊為念きりしたん本尊之影ふませ誓紙等申付候
 ニ付、久住へ被遣御使番衆之儀、先刻和氣久右衛門方へ申遣候処ニ、都甲新右衛門被申付、新右衛門罷出被申候ニ付而、
 右誓紙之案文并本□木二角に而ほりこみ有之きりしたん本影之影共ニ御郡間衆へ相渡、新右衛門ニ様子被申渡被相渡候
 へと御郡間衆へ申談候事、右きりしたん本影之影うけ取手形此方へ取置也。

同年三月八日

一、先日長崎へ被召捕候久住白仁村二郎介女房一家之者共ニせいし被仰付候ニ付、判形見届之ため都甲新右衛門白仁村へ

被遣候処、せいし相調罷戻候由にて右せいし并きりしたんの影今日持參被申候事

つまり久住白仁村二郎介女房が召捕えられた後、一家の者は絵踏させられ、誓詞（誓い）を書かされたのである。そして、その確認のために肥後藩より見届人として都甲新右衛門が遣わされた。絵踏とは、踏絵を踏むことであるが、肥後藩では「御影を踏む」「影踏」とも言われ、或いはこの場合のように、「きりしたん本影之影」をふむとも言われた。「木二角にてほりこみ有之きりしたん本影之影」とは、聖画像を木判に彫刻した踏絵であると考えられる。

肥後藩の影踏（肥後藩では影の字を用いる）誓詞については、後に述べることとしよう。

さて、寛文五年（一六六五）の道園村傳三郎と寛文七年（一六六七）久住白仁村二郎介女房の場合では、どちらも召捕えられて長崎送りにされているが、残された家族の取扱いが異なる。寛文四、五年では、家族の者の内、誰までを召捕えるのかはつきりしていなかったためか、家族全員を即座に召捕えている。

寛文七年になると、家族の者に影踏させ誓詞を書かせている。つまり、影踏誓詞という方法で、キリシタンであるかどうかを明らかにした上で、キリシタンならば召捕えたのである。寛文六年（一六六六）に家族の取扱いについての記載が見つかからないが、キリシタンとして召捕えられた者の家族の者の取扱いに困難を極めたため、寛文七年以降は家族には影踏させて、さらに誓詞を書かせることが通例となったと考えられる。

『契利斯督記』の中に「宗門穿鑿式」というのがある。⁽⁵⁾これは宗門改の方法について記したものであるが、その二に次のようにある。「最前に親宗門にて候へば、女房まで、御穿鑿なしに、同罪に仰せ付られ候、其後御穿鑿候て、親吉利支丹にて候ても、御穿鑿のうへ、女房子、宗門にて之なく候へば御赦免候事」この宗門改の方法が徹底してくるのが、肥後藩では寛文七年以降である。

さて影踏については、寛永九年（一六二五）すでに隠居中の忠興より忠利に宛てた手紙に次のようにある。⁽⁶⁾

一、きりしたん御座候へは、をとし申候、其様子はきりしたんのいやがり候ほとこの事を書物にかかせ、其上にも不審に候へ

は、みゑいと申候て天道の形を絵に書たるをふませ申候由候、それをふみ候へば疑なくおち申たるにて御座候、右之通に御座候由に御座候、とかくきりしたんの居申所ならでは、ばて連も隠居申事不成由候間、成程きりしたんのせんさくを仕候而見申計候、能せんさくの被成様も御座は、御報二侍入存候事

すなわち、キリシタンを召捕えたら、まず転宗させ、その証拠に転びの誓詞を書かせた上さらに不審な者には影踏させてみよといふのである。寛永九年より行なわれた影踏は、転びキリシタンや召捕えられた者の家族を対象としたもので、これは随時に行なわれたものである。全国的には、細川忠利の発議によつて寛永十二年絵踏を行なわせたり、転びキリシタンから誓詞をとつたといわれている。⁽⁷⁾

随時、行なわれていた影踏も寛永十二年正月から毎年行ふ事となつた。つまり、肥後藩では寛文十二年から全人民を対象とした影踏が行なわれている。影踏は、毎年正月から始まつて各部一定の順序に影形を持廻つて踏ませ四月下旬に終わった。そして各部や町は影踏が終わると済んだといふことを書いた覚書を奉行所に出した。各地の覚書が出揃ふと奉行所から御家老宛に一御国中宗門改之儀毎之通相済申候事」といふ覚書を出した。この覚書は毎年七月一日に提出するものであつた。

影踏は農村や商家における年中行事の一つで重要であり、村民は踏絵(御影)を外道仏と呼んでいた。⁽⁸⁾ 肥後藩では男女八才になつて始めて宗門改の対象となり、檀那寺を定め影踏をすることが義務づけられた。⁽⁹⁾ 先づ影踏の日になると、農村では庄屋、町では別当が触れ回つた。地方の影踏は手水単位に行なわれ、影踏の場所は普通手永会所の庭であつた。村民は会所へ規定の時刻に集まると、村庄屋から前もつて惣庄屋に渡された影踏帳をもとに一人一人会所小頭から呼び出され、順々に出て影を踏み、もし踏み方が十分でなければ、踏み直させられた。こうして、一村の影踏が終わると、その後村庄屋は庭踏、病人踏(病人は前日自宅で影踏する)ごとにその人数を一紙に認めて惣庄屋へ提出した。その後のことについては、前記の通りである。また、各町郡が奉行所から踏絵(御影)を借用する時は、借用証文を入れて借受け、返却する時は踏絵(御影)と引き換えに借用証文が戻された。⁽¹⁰⁾

誓詞は、誓紙、起請文などとも呼ばれた。忠興の手紙の中にある「きりしたんのいやがり候ほとこの事を書物にかかせ」とは、キリシタンでないことを証言する「南蛮誓詞」をさしている。南蛮誓詞はデウス、サンタ・マリア等の名を並べて再び立ち返らないと誓わせたものである。肥後藩では、寛永十一年（一六三四）長崎の了伯（荒木トマ）に頼んでキリシタンの誓詞案文を入手している。そして、寛永十三年（一六三六）忠利は、藩内のキリシタン武士に悉く転宗を迫り、南蛮誓詞を出させている。⁽¹¹⁾ 誓詞と影踏とは相伴うものであるが、その後誓詞血判は廃止されて影踏だけとなる。⁽¹²⁾

次に、寛文五年（一六六五）五月二日には、召捕えられた者の家族の葬儀について次のように記されている。

一、鶴崎高田手永志村平兵衛儀去年長崎へ被召取候、其時平兵衛一家之者彼地に被召籠置候、然所ニ右平兵衛女房今月十六日ニ病死仕由鶴崎沢村八郎右衛門、堀田安石衛門、村上吉丞方が被申越候、右之女房ころびきりしたんニ而も無御座候得とも、ころびきりしたん同前之そうれい被申付候、就夫大庄や小庄や五人与立合死がいかん之内見届少しも相違無之旨差出し、鶴崎法心寺表書有之を被差越候

すなわち、寛文四年（一六六四）鶴崎高田手永志村の平兵衛は、召捕えられ長崎へ送られた。その時、平兵衛一家の者は召捕えられ鶴崎の牢へ入れられたのである。この事件は、先に記した道園村傳三郎事件の前年のことである。このことから寛文四年段階、鶴崎では家主男が召捕えられた場合、一家全部の者が捕えられたということが明らかである。

さて家族の葬儀についてであるが、平兵衛女房が病死した時、転びキリシタンでもないのに転びキリシタン同様の葬儀を行った。転びキリシタンの葬儀とは、大庄屋、小庄屋、五人組が立ち合って棺の内を見届ける。つまり検死を行なうことである。そして、さらに、檀那寺である法華宗鶴崎法心寺の表書きを付けるのである。その後、鶴崎衆から家老長岡帯刀と切支丹奉行田中左兵衛へ報告されている。

肥後藩ではキリシタン本人のみならず、家族の死亡についてまで指示を与えたわけである。こうしたキリシタンの統制は、貞享四年以後厳密になってくる。貞享四年の幕府の法令には次のようにある。⁽¹³⁾

一 前々切支丹宗門之者果候ハヽ、死骸ハ塩詰に仕指置、切支丹奉行指図次第可仕事

一 類族之者果候ハヽ、死骸等遂吟味、別条於無之は、檀那寺にて取置、其趣を帳面にしるし、毎年七月十二月両度に、切支丹奉行え差出、帳面除せ可被申事

すなわち、転びキリシタンが死亡すると死骸は塩詰にして保存しておく、幕府の切支丹奉行の指示に従う。また類族の者が死亡した場合は、死骸を調べて異状がなければ、旦那寺で処置して毎年二度にわけて切支丹奉行に報告して、類族帳から除くというようになる。

【註】 (1) 姉崎正治『切支丹宗門の迫害と潜伏』 一八頁

(2) 姉崎正治『同右』 二三頁

(3) 姉崎正治『同右』 二四頁

(4) 『近世農政史料集一』 六十頁

(5) 姉崎正治『切支丹宗門の迫害と潜伏』 八四頁

(6) 『切支丹風土記』九州編 三五六頁 所収

(7) 片岡弥吉『踏絵』 一四〇頁

(8) 上妻博之『細川藩の切支丹』

(9) 片岡弥吉『踏絵』 九一頁

(10) 上妻博之『細川藩の切支丹』

(11) 『切支丹風土記』九州編 三五九頁

(12) 片岡弥吉『踏絵』 一四二頁

(13) 『近世農政史料集一』 九五頁

寛文七年（一六六七）九月、訴人による事件がおこつた。

一、鶴崎衆がきりしたん宗門之儀ニ付、高田組之御鉄炮衆原理右衛門、中野子九兵衛向人早打にても差越、九月八日之夜子之刻ニ当着仕候、鶴崎衆方も差越書状并きりしたん訴人之書物御前江差し上げ申候事。

鶴崎服部武右衛門

岡与一左衛門方参候状写

一、態々以早飛脚申上候、然に高田之内鶴獵河瀬村喜左衛門と申ものきりしたん初発の刻長崎へも遣、彼地ニ而転罷戻り申候、右喜左衛門女房は同村理右衛門と申者之娘ニ而御座候、当夏喜左衛門手前を罷出當時迄親理右衛門手前ニ居申候、右之娘同村吉右衛門女房に語申候は、臼杵領横尾村之内岡原村に居申候喜左衛門母喜左衛門にきりしたんの進を仕候由申候ニ付、吉右衛門女房吉右衛門に物語仕候、就夫吉右衛門方喜左衛門に右之様子を相尋候へは、母すすめを仕候へとも親と子の儀ニ御座候へは、申かね居申候へ共、尋被申候ニ付而有体に申候、母すすめ候へとも邪宗には私かたふき不申由候、吉右衛門申候は、左候は、書物を相調差出候而可然候由申候ニ付、則書物調吉右衛門ニ相渡申候を、高田半右衛門ニ差出候ニ付、半右衛門手前方又喜左衛門に右之書物調候哉と相尋候へば、如何ニも書物仕候と喜左衛門申候ニ付、半右衛門右之書物私共へ差出申候間、則高田組之鉄炮衆向人早打ニ申付差上申候、其外癸元別条之儀無御座候、恐惶謹言

九月七日 岡与一左衛門

服部武右衛門

御奉行中

すなわち、寛文七年（一六六七）鶴獵河瀬村喜左衛門の女房は同村吉右衛門女房に、今は、臼杵領横尾村岡原に居る大の母親

が、夫喜左衛門にキリシタンになるよう勧めたと話した。それを聞いた吉右衛門女房は、早速夫に話した。吉右衛門は喜左衛門の所へ行き、その事を詰問したところ、母はキリシタンになるよう私に勧めたが、親子の間柄なので誰にも言い兼ねていた。母は確かにキリシタンであるが、自分は全く違うと答えた。すると吉右衛門は喜左衛門に、そうならば書物を作つて母を訴えよと勧めた。そこで、喜左衛門は書物を作り、吉右衛門を通して惣庄屋半右衛門へ渡した。この書物はさらに、鶴崎衆より肥後藩奉行所へ渡された。

鶴狐河瀬村喜左衛門書物之写

口上書物之事

一、稲葉能登守様御領分横尾村之内岡原と申処之、四郎右衛門と申者之女房は為私ニ母ニ而御座候、彼者きりしたんにて御座候、子細ハ私を数度進申候、後世を助ル道ハきりしたん宗門より外ハ無之候、相構而きりしたんの心すて申間敷と折々進申候、私申候ハ、我等も最前きりしたんのすすめに相申候故被召取長崎へ被連候処、度々の糺明ニ相申候へ共、有難道理少も見へ不申候間、御吟味之上にて心之底なきりしたん宗門をころび申候、就夫本所ニ御帰シ被成候、真ニあやうき命を助り申候間、其方如何程すすめ被申候ても同心不仕と申候、誠ニ大切ニ奉存候母にて御座候へ共、条跡違申候儀ニ御座候間申上候事

一、四郎右衛門儀をも御不審ニ思召候はんと奉存候、然共四郎右衛門儀ハきりしたん宗門ニ而無御座候、為私ニ継父にて御座候、直身の母を申上候而継父をたばひ申儀者無御座候、兎角有躰ニ申上候、此書物を長崎迄御遣し被下候様ニ被仰上被下候由忝可奉存候事

右之通少も相違無御座候様ニ書上申候、以上

寛文七年九月七日

すなわち、これが自分の母親を訴えた書物である。この中で喜左衛門は、自分の母親がまちがいなくキリシタンであることを強調している。喜左衛門は會て、母親からキリシタンになるよう勧められ一度はキリシタンとなった。そのために、召捕えられ長崎へ送られたのである。その頃のことについては、寛文四年（一六六四）九月八日の条に次のように記されている。

一、鶴崎鶴狹河瀬村喜左衛門儀長崎へ被召捕、喜左衛門一家ハ鶴崎ニ被召籠置候、然處ニ右喜左衛門娘此中相煩申ニ付色々養生仕候へとも能無之、今月二日之晩相果申由大河原仁右衛門、山崎左衛門、堀田安右衛門方申參候事、右之通則帶刀殿へも申達候也

つまり、喜左衛門が召捕えられて長崎へ送られた後、喜左衛門一家は鶴崎の牢へ入れられた。そして喜左衛門の娘は牢中で病死してしまつたのである。こうした中で、喜左衛門は転宗して本所へ差し戻された。そして今度は、自分の母親を訴えなければならぬ状態に置かれた。自分が母親を訴えなければ、いずれ母親も自分も訴えられ召捕えられるのである。そして長崎送りにされれば、再び家族は召捕えられ牢へ入れられる。そうなる前に、自分はもう決してキリシタンではないという身の証に母親をやむをえず訴えたわけである。

母親が召捕えられれば、必ず義父の四郎右衛門も召捕えられると思ひ、同時に義父の身の潔白も訴えたのである。さて、奉行所では右の書物を長崎奉行に送つたので、同年九月十七日鶴狹河瀬村喜左衛門と取次人同村吉右衛門を長崎へ差し越すようにといつてきた。そこで肥後藩では、御使者高見権之助（佐）と御鉄砲衆四人を鶴崎に遣わした。九月二十一日の九ツ前に一行は熊本へ到着し、同日八ツ過ぎに熊本より長崎へ御使者武藤長兵衛、御鉄砲衆四人外に小頭一人、荒仕子一人計七人で護送している。喜左衛門、吉右衛門が長崎抑留中は、此等の護衛者は時々交替して滞在した。

一方喜左衛門の母、すなわち臼杵領横尾村四郎右衛門女房は、九月二十日朝臼杵より召捕えられた。同年十二月二日、喜左衛門、吉右衛門は取り調べが済んだので、長崎より差し戻されることとなつた。そこで肥後藩では、受取人として野田小三郎

を長崎へ遣わした。同年十二月七日夜、野田小三郎は喜左衛門、吉右衛門の兩人を連れて熊本へ到着した。

これから後の事は、記載がないので分からない。そして翌寛文八年（一六六八）長崎奉行松平甚三郎より肥後藩へ、喜左衛門、吉右衛門兩人に訴人の褒美金を渡すから本人を長崎へ差し越すようにと通知が来た。同年二月十八日、二人を鶴崎より熊本へ連れてきて、二月二十八日熊本から歩之御小姓金子茂左衛門が付いて長崎へ護送した。長崎に於ける兩人の褒美金受取書は、次の通りである。

請取申候銀子之事

一、銀五拾枚 鵜獵河瀬村吉右衛門

一、同三拾枚 同 村喜左衛門

ノ八拾枚ハ丁銀也

右是ハ細川越中守領鵜獵河瀬村喜左衛門、吉右衛門きりしたん宗門之儀ニ付依御忠節申上候、為御褒美被下候、儘に請取

申候、以上

寛文八年

申ノ二月十九日

細川越中守領

鵜獵ヶ瀬村喜左衛門 印判

同 領

同 村吉右衛門 印判

細川越中守使者

梶原勤介 印判

こうして、母親を訴えた喜左衛門は御褒美として銀三拾枚を貰い、取次人吉右衛門も同時に銀五拾枚を貰ったのである。

さて、キリシタン懸賞訴人の制は、京都では元和八年初めて行なわれ、長崎では寛永三年に初めて行なわれたが、全国的に幕府の命によって行なわれるようになったのは、寛永十五年九月からである。

肥後藩では、細川忠利が寛永九年十月肥後に入国し、翌年の二月五日郡中へ御沙汰書を出した。その第一条には、「公義御法度之貴理師且宗門御改之儀、格別被仰出候条、其旨儘に相守候様に、堅被仰付候事」とある。しかしこれはまだ懸賞訴人ではなかった。寛永十一年六月廿八日、家老名によって出たものが懸賞訴人の最初である。¹⁾幕府による懸賞訴人の法令は、寛永十五年・明暦元年・万治元年・延宝八年・天和二年に出ている。²⁾此等の褒美金は次第に増額されていった。

このことは、キリシタンに恐怖を与えたであろうし、一方では一般人民の間に、キリシタンに対する畏怖の念を一層起こさせたに違いない。万治元年の幕府の法令を見ると次のようである。³⁾

吉利支丹宗門之事累年御制禁たりといへ共、弥以無断絶、急度可相改之旨被仰出乾、自然不審なるもの有之は、可申出之、此以前は伴天連之訴人に銀貳百枚、いるまんに同百枚雖被下之、自今以後、

一、はてれんの訴人 銀三百枚

一、いるまんの訴人 銀貳百枚

一、同宿并宗門之訴人銀五拾枚又ハ三拾枚、品によるへし、右之通御褒美として可被下之、若隱置、他所よりあらはるゝに
おゐてハ、其所五人組迄可被行曲事之旨、所被仰出也、仍当領中下知如件、(傍点、筆者)

傍点部分より右の事件を考えてみると、当然母親を訴えた喜左衛門が銀五拾枚を貰い、取次人吉右衛門が銀三拾枚を貰うべきである筈が、実際はこれが逆になっている。このあたりに一つ問題が残る。

二年後の寛文十年五月二十二日、長崎奉行松平甚三郎より肥後藩へ、吉右衛門を長崎へ差し越すよう言つて来たので、同年

五月二十五日長崎へ送った。その後寛文十一年十月朔日、長崎奉行河野権右衛門・牛込忠右衛門より肥後藩へ、吉右衛門が以前、上徳丸村の能仁寺へ渡して置いた書物を送るように言つて来ている。なぜ、吉右衛門が長崎へ送られたのか、書物の内容は何だったのかその後の記載がないので分からない。

吉右衛門については、この喜左衛門母の訴人事件より以前にも一事件があった。すなわち、寛文四年正月晦日、吉右衛門は高田手水の惣庄屋半右衛門に書物を差し出している。その書物の内容が何だったのかは分からないが、肥後藩では御使者佐藤八右衛門、築山彦右衛門、御医師緒方三安、御鉄炮衆十人、御長柄衆一人計十四人で江戸へ護送している。長崎へ送る時の鉄炮衆の人数を倍にしたものらしい警戒である。江戸へは同年四月三日に到着し、江戸での取調べの後六月十五日鶴崎へ帰つて来ている。その後、九月十一日に今度は吉右衛門を長崎へ遣わすように言つて来る。御使者佐藤八右衛門、御鉄炮衆四人、御長柄衆一人計六人で長崎へ護送したが、九月十六日には熊本に戻っている。熊本より本所（鶴瀬河瀬村）へ差し戻す時は、江戸老中の指図によつて人を付けないで、一人で帰している。これが如何なる内容の事件であつたかは分からないが何かあつたことは判る。

吉右衛門は誰かを訴人したのではなからうか。その書物の内容が重大なことであつたことは本人が江戸へ送られていることからうかがえる。この寛文四年の事件の後に起つたのが、喜左衛門母の訴人事件であるから、褒美金の問題点を解く鍵は、このあたりにあるのではなからうか。つまり、喜左衛門は吉右衛門に利用されたのだと思われる。

鶴瀬河瀬村喜左衛門は、キリシタンである故に召捕えられ、長崎送りにされた。そのために一家も召捕えられ、その間に娘は病死したのである。長崎より転宗して本所へ帰された後、今度は実母を訴人しなければならなかつたのである。それにして、不幸な運命であつた。

次は、寛文十一年に起つた訴人事件である。寛文十一年六月二十六日に次のようにある。

久住御郡奉行大村源内方被差越候

一、竹田御領大野郡之内川宇田村千石庄屋大藏下女となと申ものを切支丹之由、傍輩あきと申下女訴人仕候ニ付、主人大藏彼となを召寄吟味仕候處ニ、彼とな申候者私 [] 月ニ類門之由ニて長崎へ罷越申候刻、私へ形身と申候而加奈仏をくれ申候得共、かつてん不參ものニ而御座候間、裏之島ニて焼捨申候と申ニ付、主人大藏彼焼申所見候へは、かな仏故其儘御座候を見出し間彼地御郡奉行衆へ差上申候、尤右之段申上候得共、となは被召捕籠者被仰付候、あきは
大藏ニ御預被成候、其後御吟味之上ニて訴人あきニ銀子を御褒美被成管ニ御座候所ニ、彼あき何と存候や、刺刀ニ而じかい仕相果申候、右之通竹田へ罷越慥ニ承届申候間書上申候、以上

寛文十一年六月廿四日

地侍 後藤五兵衛

大村源内殿

すなわち、岡領の大野郡川宇田村の千石庄屋大藏の下女となはキリシタンであるということと同僚であるあきが主人大藏に訴えた。主人大藏がとなに詰問したところ、自分の知りあい(?)の者がキリシタンで召捕えられて長崎へ送られる時、形身と言ってキリシタンの「かな仏」を自分へくれた。しかし、納得いかないので、裏の島で焼き捨ててしまったと言った。そこで、主人大藏はとながかな仏を焼いた場所を見たところ、かな仏なのでそのまま残っていた。それで、かな仏を見つけ出し御郡奉行へ持って行き、事の次第を全て報告したわけである。

その結果、となは召捕えられ牢へ入れられた。一方あきは主人大藏に預け置かれた。その後、あきは吟味の上にて銀子を褒美として貰い受けることになっていた。ところが、あきは自害してしまったのである。

右の口上書之写は、久住の御郡奉行大村源内より肥後藩奉行所へ届けられている。こういった他藩のキリシタン事件が度々奉行所日記等の中から見い出される。つまり、豊後のように小藩の錯綜している地域では、互いの藩のキリシタン取締りをう

かがいながら、自分の藩のキリシタン取締りを行っている。そして、他藩のキリシタン事件が自分の藩に及ぶことを恐れ、お家大事のために、各藩ではこぞってキリシタンを召捕えたのである。

また、訴人された^とな^も訴人した^あき^も共に千石庄屋大藏の下女であった。同じ下女であった者が友人を訴人したのであるから、そこには監視や密告の厳しさがわかると共に、民衆の中にキリシタンは恐ろしいもの、危険なものであるという意識が浸透していったこともうかがわれる。当時キリシタンに関する紙切れ一つでも持っていたなら召捕えられたのであるから、キリシタンのかな仏等を持っていることがわかれば尚さらのことであった。あ^きは、^とな^がキリシタンのかな仏を持っているのを見て、キリシタンだと思ひ訴人したのであろう。なぜ、あ^きが自害しなければならなかったのか分からないが、自分が訴人したためとなは召捕えられ、自分は褒美を貰い受けることになった。自責の念にかられて自害したのであろうか。

【註】

- (1) 上妻博之『細川藩の切支丹』
 (2) 『近世農政史料集 一』
 (3) 『近世農政史料集 一』 五四〜五五頁

四 「御助にて本所差し戻し」について

「御助により本所へ差し戻」された者を調べると次の表のようになる。「御助」とは放免のことであるが、単に嫌疑で召捕えられた者もあるうし、又転宗改心を誓って放免になった者もある¹⁾。

万治三年高田町かこ九郎助

長崎牢

上徳丸村傳右衛門

寛文二年種貝村角右衛門

” ”

三年上徳丸村加右衛門

〃

六年野津原溜水村理右衛門悻太郎助

熊本牢

同 人 娘ちやう

〃

上徳丸村少右衛門

〃

城ヶ原村三右衛門

長崎牢

七下徳丸村茂兵衛下人市蔵

〃

鶺鴒河瀬村吉兵衛下女たけ

〃

同 村久右衛門娘たね

〃

同 村七右衛門女房

〃

同 村五兵衛女房

〃

上徳丸村左太郎嫁とら

〃

十一年くとう村仁右衛門

〃

上徳丸村正介

〃

同 村傳兵衛

〃

同 人 女房

〃

十二年大西村七右衛門娘いわ

〃

同 人 女房

〃

同 人 養子二郎吉

〃

久住米加村次之助悻十三郎

〃

以上のうち万治三年、寛文二年、同三年に本所へ差し戻された四人については次のような記載がある。

寛文九年六月二日

一、種具村角右衛門
寛ノ十月五日御助
 子二年四十三

一、高出町かこ九郎助
子ノ十二月 日御助
 子二年四十八

一、上徳丸村傳右衛門
子ノ十二月 日御助
 子二年三十三

一、上徳丸村加右衛門
卯ノ十月八日御助
 寅二年三十三

ノ四人

右ノ者今度中路加兵衛ニ松平甚三郎様被仰渡候ハ、右四人之もの前かど御助被成本所へ被差返候、今存命にて居申候哉様
 子被聞召度候間、重而被仰上候様ニとの儀ニ付、御家老中方つる崎衆へ尋ニ被遣候、夫ニ付御家老中方之御状箱調次第
 御返可遣候間御飛脚にて可被遣候、道中急申儀にて無之候、さて又右之様子各方つる崎衆へも添状可被成候、大蔵殿被
 仰候ハ、右之もの共御尋之儀承候ハ、氣遣可仕候、少も御構在之候而聞召度との儀にてハ無之候、存命にて居申候段迄を
 聞召度との儀候間、彼もの共聞不申様ニ御郡奉行衆吟味被仕被申越遣候へと御奉行所へ申遣也

すなわち、寛文九年（一六六九）長嶮奉行松平甚三郎より肥後藩へ、以前御助になり本所へ差し戻した先の四人は存命で居るかその後の様子を調べて知らせよと命令があった。そこで、家老有吉大蔵は奉行所へ、四人の者へ直接尋ねると気を使うし、またキリシタンであるのではないかと疑っているわけでもないので、鶴崎御郡奉行衆は本人に気づかれないよう存命に居るか

どうかだけを調べるようにと申し渡したのである。長崎牢は幕府の御膝元であるから熊本牢よりも罪の重い者が居たと考えられるが、万治三年（一六六〇）に御助になり本所へ差し戻された者の九年後の様子まで調査せよというのであるから幕府の追究のしぶとさが理解されるであろう。

万治から寛文年間のごうした取り締りは、寛文八年の大検挙をピークにしてキリシタン信仰を大体に於いて根絶させた。

しかし、幕府は尚油断せず、延宝から元禄にかけては「宗門類族」登録の制度を作った。そしてキリシタンの子孫や転宗した人達をきびしく監視することに重点を置いた。貞享四年（一六八七）の法令では、転宗以前に生まれた子は本人同様に扱い、（本人同然）転宗後出生の子は類族と扱うとし、生活状態や生死を登録することを義務づけている。さらに元禄八年（一六九九）の六月の法令には本人のことはなくなり、その代りに類族の死亡・亡命・遁世・剃髪・離婚・旅行等について細密に規定している⁽²⁾。

さきに示した者のうち寛文七年（一六六七）に長崎より本所へ差し戻された下徳丸村茂兵衛下人の市藏・鶴河瀬村吉兵衛下女・たけ・同村久右衛門娘たね・同村七右衛門女房については、同年八月二十九日肥後藩より請取人上田久兵衛を長崎へ派遣し四人を熊本城下へ連れて帰っている。そして、同年八月晦日熊本より歩御使番宗像太郎助・御鉄炮衆二人、御長柄衆二人計五人に警備されて鶴崎へ差し戻されている。

つまり長崎より本所へ差し戻す時は、長崎奉行より肥後藩へ本所へ差し戻すので請取人を長崎へ遣わすようにと命令がある。藩では長崎へ請取人を派遣し、一旦本人を熊本城下へ連れて帰り、奉行所の許可を受けた後熊本から警備の者を付けて本所へ差し戻すという手続きをとっている。

寛文六年（一六六六年）熊本より本所へ差し戻された野津原溜水村理右衛門伴太郎助・同人娘ちやう・上徳丸村少右衛門については、歩御使番安武部右衛門、大矢野源右衛門、御鉄炮衆二人、御長柄衆一人計五人に警備されて熊本から鶴崎へ差し戻されている。

【註】

(1) 姉崎正治『切支丹宗門の迫害と潜状』 二六四頁

(2) 同 二九二頁

(後記)

本稿は小林の昭和五十二年度大分大学教育学部卒業論文「豊後に於けるキリシタンの研究―肥後館―」の第二章に相当する部分を豊田が抄録し、若下の補足、訂正を行ったものである。史料引用、その他の責任は豊田にあることを記しておく。

豊田 大分大学教育学部

大分市寒田南町二一十一―十

小林 神戸市桜が丘小学校

神戸市北区鈴蘭台北町二丁目六一八

辰光荘